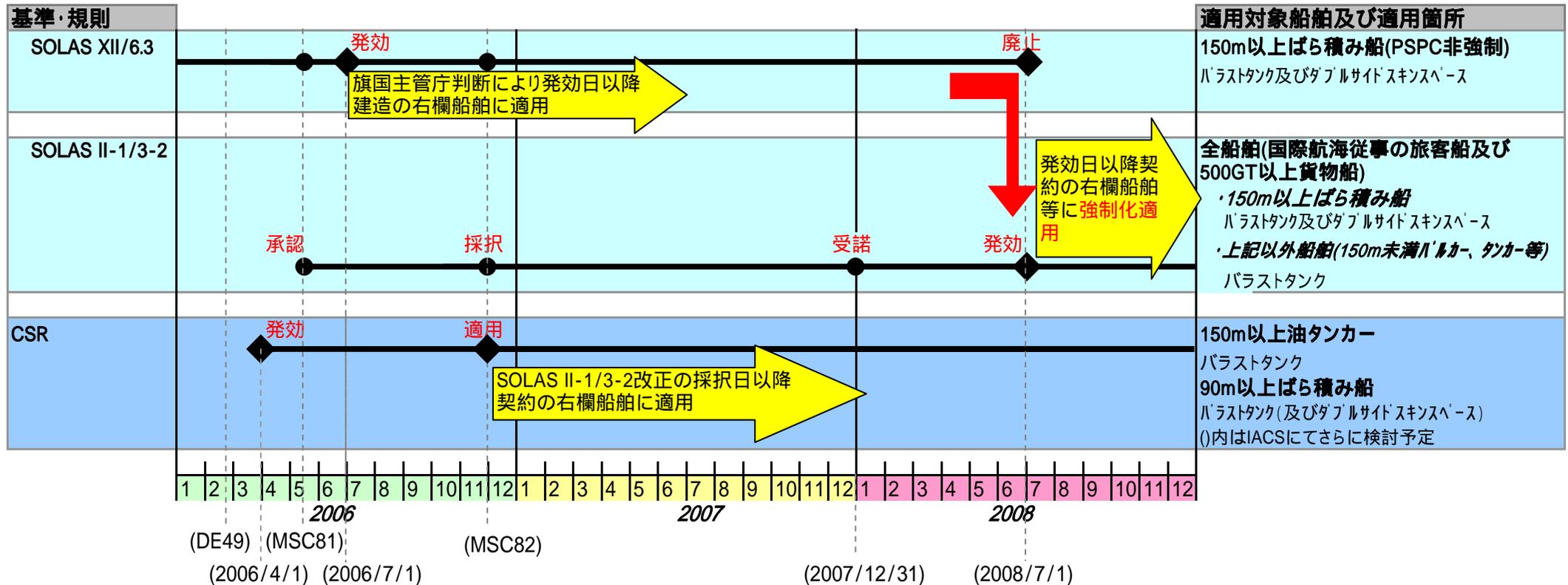


保護塗装基準の適用スケジュール



対応規則	適用時期	適用のステータス	適用対象船舶と適用場所	IMO会合における予定
SOLAS XII/6.3	2006/7/1-2008/7/1	旗国主管庁判断	150m以上ばら積み船: バラスタック、ダブルサイドスキンスペース	
SOLAS II-1/3-2 (SOLAS XII/6.3は2008/7/1以降SOLAS II-1/3-2に取り込まれる)	2008/7/1-	強制化	全船種: 国際航海従事の旅客船及び500GT以上貨物船 150m以上ばら積み船: バラスタック、ダブルサイドスキンスペース 150m未満ばら積み船: バラスタック タンカー: バラスタック 旅客船、コンテナ船等: バラスタック	MSC82(2006/12)で採択予定

注: SOLAS条約第XII章第6.3規則については2006年7月1日から、第II-1章第3-2規則については2007年1月1日から用いるバルカーの定義が変更となります。具体的には、「一般に、一層甲板を備え、貨物区域にトップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを設けた船舶であって」という条件が削除され、バルカーの定義が広範囲になります。木材チップ船やGeneral Cargo等が新たにバルカーに加わることが想定されます。また、CSRについては、トップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを持つ典型的なバルクキャリアに適用されることにご留意ください。 http://www.iacs.org.uk/csr/bulk_carriers/Ch01.pdf